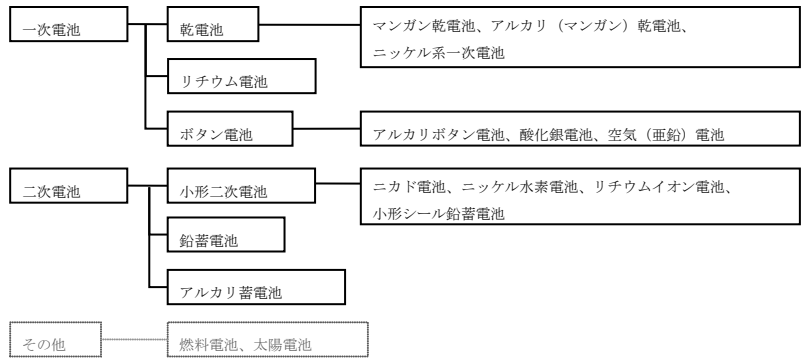


<b>品名</b>	<b>廃電池</b>	<b>I - 5</b>
-----------	------------	--------------

**概要**

◇ 電池は一次電池（充電不可）、二次電池（充電式）、その他（燃料電池、太陽電池）に大別される。ここでは一次電池、二次電池について記す。



- ◇ **乾電池**  
懐中電灯、各種リモコン、ガス・石油機器の自動点火、時計等、多くの用途に使用されている。  
(1991年以前のマンガン乾電池、1992年以前のアルカリ乾電池には水銀が使用されている。)
- ◇ **リチウム電池**  
カメラ、ガスメーター、水道メーターや、パソコン、炊飯器等のメモリー機能や時計機能のバックアップ、車のキーレスエントリー、ポケット式のライトなど多くの用途に使用されている。
- ◇ **ボタン電池**  
アルカリボタン電池は携帯ゲーム機、歩数計等多くの用途に使用され、酸化銀電池はクォーツ時計等の精密機器、空気亜鉛電池は補聴器等に使用されている。  
(ごく微量の水銀が、無水銀ボタン電池（水銀0使用、Hg 0%等）を除き使用されている。)
- ◇ **小形二次電池**  
非常灯、誘導灯、火災報知機、電動工具、ノートパソコン、各種モバイル機器等に使用されている。  
資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」となっており、電池メーカー、機器メーカーによる使用済み小形二次電池の自主回収及び再資源化、また、リサイクルマーク表示が義務付けられている。  
(法施行以前に製造されたものはマークが付いていないもの有り。)

<リサイクルマーク>



- ◇ **産業用蓄電池（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）**  
無停電電源装置、公共設備の非常用電源等、多くの用途に使用されている。  
電解液は強酸、強アルカリであり、鉛、カドミウム等の有害物質も含むため、取扱いに十分注意する。  
一定量（ex. 関東圏で500kg）以上であれば有価買取を行う処理会社もある。

**適用法令等**

- ◇ 資源有効利用促進法 ◇ 廃棄物処理法

**処理方法**

1. **解体実施時の対応**
  - ◇ 工事に伴って発生するもの以外は原則として発注者（所有者）が処理をする。
  - ◇ 非常灯、誘導灯等がある場合は事前に電池を取り外しておく。
  - ◇ 廃棄物に電池が混入すると、廃棄物処理施設での火災・爆発事故の原因となる。廃電池が混入しない様、分別を徹底する。
2. **保管中の対応**
  - ◇ 乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小形二次電池
    - ・電池の種類毎、水銀使用の有無毎に分類し、+極・-極の金属端子露出部をテープ等で絶縁する。
    - ・分解したり、変形させたりしない、また、金属製品と一緒に保管しない。
  - ◇ 産業用蓄電池（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）
    - ・電槽破損や電解液の流出等の危険を防止のため、平積みを原則とし、転倒防止措置をとり関係者以外立入らない場所に保管する。電解液の地中への浸透防止のため、床を不浸透性の材料で覆う。また端子の接触によるショート等の事故防止のため絶縁テープ等を用いて絶縁措置を講ずる。
    - ・電解液は強酸、強アルカリのため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

### 3. 運搬、処分に伴う注意

- ◇ 乾電池、リチウム電池、ボタン電池
  - ・産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物として処理委託する。なお、水銀を使用している乾電池、ボタン電池は「水銀使用製品産業廃棄物（※1）」に該当するため、廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる許可業者に委託する。
  - ・ボタン電池は、（一社）電池工業会（ボタン電池回収推進センター）が廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の広域認定を取得し、使用済みのボタン電池を回収しているため、個人の場合はこの制度を利用できる（回収、再資源化費用は会員会社のボタン電池回収処理事業推進会社が負担）。
- ◇ 小形二次電池
  - ・（一社）JBRCは産業廃棄物の広域認定を取得し、使用済みのニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池を回収している（回収、再資源化費用は会員会社が負担）。
  - ・一定量（20 kg 以上）まとめて発生する場合は、JBRCにリサイクル協力事業者として登録し、回収依頼する。ただし、支店等の単位で登録する（有期である作業所等での登録は不可）。
  - ・JBRCは登録されたリサイクル協力事業者等の回収拠点から無償回収し、再資源化を行う。
  - ・JBRCへ回収依頼する場合は約 20 kg 単位で梱包して排出する。JBRCへ依頼できない場合（20 kg に満たない場合等）には通常の産業廃棄物の処理委託手続きを行って処理する。その場合には「金属くず」、「廃プラスチック類」と「汚泥」の混合物として処理委託する。
  - ・所有者が個人の場合には電気店などに設置された充電式電池リサイクルBOXに入れる。
- ◇ 産業用蓄電池（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）
  - ・運搬中はショートによる焼損や電解液飛散等のないようにし、転倒や落下防止のため平積みとする。
  - ・液式の電池の電解液は強酸または強アルカリのため、「金属くず」、「廃プラスチック類」、特別管理産業廃棄物の「廃酸」または「廃アルカリ」の許可を持つ収集運搬業者、処分業者へ処理委託する。

### 4. 処分方法

- ◇ 乾電池、ボタン電池
  - ・処理施設において、リサイクルの妨げとなる異物（水銀含む）を取り除き、破碎、磁選、焙焼工程を経て、鉄や亜鉛等へリサイクルされる。
- ◇ リチウム電池
  - ・熔融処理後、再資源化されるが、放電させてから炉に投入する等、注意を要する。
- ◇ 小形二次電池
  - ・処理施設において、電池の種類分別が行われ、各電池がロータリーキルンや真空炉等で熱処理されて、鉄・ニッケル原料、カドミウム原料、コバルト原料等に再生される。
- ◇ 産業用蓄電池（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）
  - ・処理施設において、分別、洗浄、破碎等が行われ、鉛は再資源化（精錬・インゴット）、廃プラスチック類は再資源化または埋立処分、電解液は中和等の処理がされる。

### 5. 行政の対応窓口

- ◇ 産業廃棄物：都道府県（政令市等を含む）廃棄物担当部署      一般廃棄物：市町村廃棄物担当部署

### 6. 問合せ先

団体・業者名	HP等
（一社）電池工業会（電池全般）	<a href="http://www.baj.or.jp">http://www.baj.or.jp</a>
ボタン電池回収推進センター（ボタン電池）	<a href="http://www.botankaishu.jp">http://www.botankaishu.jp</a>
（一社）JBRC（小型二次電池）	<a href="http://www.jbrc.com">http://www.jbrc.com</a>
<b>処理業者</b>	
野村興産（株）（乾電池）	<a href="https://www.nomurakohtsan.co.jp/">https://www.nomurakohtsan.co.jp/</a>
共英製鋼（株）（乾電池・リチウム電池）	<a href="http://www.kyoeisteel.co.jp/">http://www.kyoeisteel.co.jp/</a>
東邦亜鉛（株） （乾電池・小型二次電池・アルカリ蓄電池）	<a href="http://www.toho-zinc.co.jp/">http://www.toho-zinc.co.jp/</a>
J & T環境（株）（乾電池・鉛蓄電池）	<a href="https://www.jt-kankyo.co.jp/">https://www.jt-kankyo.co.jp/</a>
日本リサイクルセンター（株） （小型二次電池・アルカリ蓄電池）	<a href="https://www.recycle21.co.jp/">https://www.recycle21.co.jp/</a>
（株）ダイセキMCR（鉛蓄電池）	<a href="http://www.daiseki-mcr.com/">http://www.daiseki-mcr.com/</a>

備考 (※1) 「水銀使用製品産業廃棄物」については、「I-10 蛍光ランプ、HID ランプ等（水銀使用製品産業廃棄物）」の説明書きを参照のこと。